

市立四日市病院ハロン消火設備改修工事

設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

四日市市 芝田二丁目 地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
病院	RC造	地上 8 階	51,493.87	6項イ	改修 特定の施設
	S造				
	木造				

3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外	工事種別				
工事種目	病院				
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
・衛生器具設備					
・給水設備					
・排水設備					
・給湯設備					
○消火設備	改修 一式				
・厨房設備					
・ガス設備					
・雨水利用設備					
・排水処理設備					
・し尿浄化槽設備					
○撤去工事	改修 一式				

4. 指定部分

○ 無 ・ 有 (部位:)

指定部分工期 令和 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様

○印の付いたものを適用する。

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、

○ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下「標準仕様書」という。)

○ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下「改修標準仕様書」という。)

○ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下「標準図」という。)

2. 特記仕様

章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章

項目

特記事項

・一般共通事項 (一)

① 環境への配慮

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③接着剤は、可塑剤 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。

④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

(2) 別表－1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。

②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③安定的な供給が可能であること。

④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤製造又は施工の美観があり、その信頼性があること。

⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

(3) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。

構内につくることが ・ できる ・ できない

・ 別契約の関係受注者が指定したものは無償で使用できる。

・ 本工事で設置する。

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

・ 内部足場等 (・ 種 ・ 種 ・ 種)

・ 外部足場等 (・ 種 ・ 種 ・ 種 ・ 種)

26 交通安全管理

5 建設発生土の処理

6 埋戻し土・盛土

7 運転操作説明板

⑧ 機材の承諾図

9 総合調整

10 電動機

⑪ 電源周波数

12 容量等の表示

13 耐震措置

14 地中埋設等

15 絶縁経手

16 塗装

⑰ 電線類

18 天井仕上区分

19 吊り及び支持

⑳ 施工調査

21 非破壊検査等

22 既存躯体への穿孔

㉑ 試験

24 他工事又は他工種との取合い

25 資源有効利用促進

・空気調和設備 (一)

・埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。

・構外搬出適切処理とする。

※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告 (位置図等) を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に貼ける。説明板の大きさは、約 ㎡とする。

機械設備工事機材承諾図様式集 (平成25年版) によるほか、監督職員の指示による。

・ 本工事 ・ 別途

調整項目 (測定箇所等は監督職員の指示による。)

・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の湿湿度の測定

・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定

・ 飲料水の水質の測定 (水道法第4条の水質基準の規定に基づくこと)

・ 検査項目は下記による

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素

・ その他 (・ 項目 ・ 遊離残留塩素 ・ 図示)

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

・ 50Hz ○ 60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版 (独立行政法人建築研究所監修) による。(100kg以上の機器を対象とする。)

(1) 設計用水平地震力は、機器の質量 (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量) に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないものの重要機器は次による。

・ 消火ポンプ ・ 充電槽 ・ 受水槽 ・ 高架水槽

・ 揚水ポンプ ・ その他 ()

水槽類にはオイルタンクを含む。

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。

(1) 地中埋設機 ・ 要 (図示による。)

・ 不要

(2) 埋設表示用テープ (2倍) ・ 要 (排水管を除く。)

・ 不要

取り付け箇所及び仕様は図示による。

露出機材の塗装仕上げは下記による。

屋外: ・ ドレン管 (・ 指定色塗装 ・)

・ 金属電線管 (・ 内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ ・ 指定色塗装)

・ 屋内: ・ EPS、ビット層を除く露出配管、電線管類 (・ 指定色塗装 ・)

下配の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。

・ 機教室 ・ 倉庫 ・ 電気室

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1.1による。

() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

(1) ・ 構内 ・ 土間) の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製 (SUS304) とする。

・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。

・ 石綿含有分析調査 (定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。)

・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。

構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書提出する。

なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上／部位とする。

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置を用いて施工する。

(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。

(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。

上記 (2) により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承認を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。

既設配管は保温、埋設直前に、

給水給湯系: 24時間常圧耐圧確認

給水給湯系: 24時間常圧耐圧確認

排水系: 通水確認

工事区分表による。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。

※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合 (下記内容該当工事) は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

・ 建設副産物を搬出す際の計画

1. 土砂500㎥以上

2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上

・ 再生資材を利用する際の計画

1. 土砂500㎥以上

2. 砕石500t以上

3. 加熱アスファルト200t以上

交通誘導員 ・ 配置する 名以上 (大型車の出入は必ず) ・ 配置しない

・ 交通誘導警備員 A ・ 交通誘導警備員 B

1 設計用温湿度

2 鋼板製煙道

3 ダクト

4 風量測定口

5 チャンパー

6 ダンパー

7 配管材料

8 弁類

9 油面制御装置

10 保温及び消音内貼り

11 パッケージ型空気調和機

12 ばい煙濃度計

13 ばいじん量測定口

14 チャンパー等

15 吹出口・吸込口

16 保温・塗装

17 瞬間流量計

18 圧力計・温度計

19 機器基礎

20 形鋼振れ止め

21 吊機器の振れ止め

	外 気 (地区名:津)	屋 内			
		一 般 系 統	OA系統	一般系統 (ACP系統)	
	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	
夏期	34.7℃ / 57.7%	28℃ / 50%	24℃ / 45%	28℃ (参考) / 50% (参考)	
冬期	1.2℃ / 51.8%	19℃ / 40%	24℃ / 45%	19℃ (参考) / 40% (参考)	

伸縮経手、排除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。

・ 低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1500mm以下の部分)

・ アングルフランジ工法) とする。

・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。

・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

取り付け箇所は図示による。

(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。

(2) 空気調和機に取り付けるサブラインチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、大きさは図示による。

(3) 外壁ガラリに直接取り付けけるチャンパー類は雨水の滞留のないように施工する。

(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (・ 遠隔 ・)

(2) ビストンダンパー 復帰方式 (・ 遠隔 ・)

(1) 冷温水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ 塩ビライニング鋼管 (HVA)

(2) 冷却水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ 塩ビライニング鋼管 (VA)

(3) 油管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒)

(4) 蒸気管 給気管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒)

・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (黒) (・ Sch40)

・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (白) (・ Sch80)

還 管 ・ ステンレス鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白)

(5) 高温水管 ・ ステンレス鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白)

(6) 膨張管 空気抜き管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白)

膨張タンクよりボイラー等への補給水管

(7) 冷媒管 ・ 断熱材被覆鋼管

(8) ドレン管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ ビニル管 (VP)

(屋外: VP ｶﾞｰﾌﾟ 屋内: 保温付VP)

JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分))

65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。

・ 鋼管用伸縮管経手の種類は図示による。

・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

油面制御盤には (・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・) の端子を設ける。

なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

・ 通りダクト (RAダクト) (保温範囲は、 ・ 図示による ・)

・ 外気取入れダクト (OAダクト) (保温範囲は、 ・ 図示による ・)

・ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。

・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。

・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。

・ 冷媒管の外装の種類は (・ 図示による ・)

・ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆鋼管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。

屋外露出部分は (・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カバー ・ 保温化粧ケース) によるラッキングを行う。

屋内露出部分は (・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カバー ・ 保温化粧ケース) によるラッキングを行う。

保温化粧ケースを除き、保温材にて整形を行う。

冷媒管の前圧試験は24時間メーカー推奨圧力で行う

冷媒管の立て管は、垂直方向に5m以上ある場合、鋼管から直接1箇所以上固定すること。

・ 設ける ・ 設けない

・ 設ける (口径80φ以上) ・ 設けない

・ 本体は (・ アスファルト ・ モルタル ・ エポキシ樹脂) により保護を行う。

空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンパーの板厚は、1.2mm 以上とする。

図示されたチャンパーには、寸法 (・ 400×500H ・ 500×600H) の点検口を設ける。

内張りをするチャンパー等の表示寸法は、外形寸法とする。

アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを越えるものは、500×500×300Hとする。

・ 鋼製 ・ アルミニウム製 ・ 木製

・ 外気取入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房を通るダクトは保温を行う

・ 隠ぺいダクトのフランジ部 (補強を含む) は厚さ 25 mmの保温材を

重ね巻きを行うが、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ+10 mm以上とする。

・ 設ける (検出部と指示部一体系) ・ 設けない

取付箇所は、(・ ユニツト形空気調和機 ・ 冷温水ポンプ

・ ヘッダーの各送り管 ・ ヘッダーの各返り管) とする。

・ 瞬間流量計を設けない場合は、ビト管式流量計用タッピングのみを設ける。

取付箇所は前記による。

機器名	／	計器取付箇所 (○印の箇所)	機器入口側		機器出口側		温度計の種類
			圧力計	温度計	圧力計	温度計	
冷 凍 機	冷 却 水	○	○	○	○	○	ガード付
	冷 却 水	○	○	○	○	○	L形又は円形
直たき吸収式	冷 却 水	○	○	○	○	○	ガード付
	冷 却 水	○	○	○	○	○	L形又は円形
パッケージ型空気調和機	冷 却 水	○	○	○	○	○	ガード付
	温 水	○	○	○	○	○	L形又は円形
空気調和機	温 水	○	○	○	○	○	L形又は円形
	チャンパ	○	○	○	○	○	ブルドン管式
温風暖房機	チャンパ	○	○	○	○	○	ブルドン管式
	温 水	○	○	○	○	○	L形又は円形
管 寄 せ	温 水	○	○	○	○	○	L形又は円形
	管 寄 せ	○	○	○	○	○	L形又は円形

ボ ン プ 基礎施工要領 (四) ・ 標準基礎 ・ 防振基礎

遠心冷凍機 基礎施工要領 (二) ・ 標準基礎

往復動冷凍機 基礎施工要領 (二) ・ 標準基礎

パッケージ型空気調和機 基礎施工要領 (三) ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 既製品基礎

ユニツト形空気調和機 基礎施工要領 (三) ・ 標準基礎 ・ 防振基礎

遠心送風機 基礎施工要領 (四) ・ 標準基礎 ・ 防振基礎

・ 防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。

ダクトに形鋼振れ止め支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。

室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

・換気設備

1 風道種別

2 ダクト

3 風量測定口

4 ダンパー

5 排気ダクトのシール

6 チャンパー

7 保 温

・排煙設備

1 ダクト

2 排煙口の形式

3 排煙口手動開放装置 (開放及び復帰方式)

4 排煙風量測定

・自動制御設備

1 システム構成その他

2 電気計装用機材

・衛生器具設備

1 衛生器具付属水栓

2 洗面器

・給水設備

1 配管材料

2 弁 類

3 水 栓

4 量水器

5 量水器樹

5 弁 類

6 管の地中埋設深さ

7 水栓柱

8 建物導入部配管

9 引込納付金等

10 保温

・排水設備

1 配管材料

2 洗面器等の排水管

3 満水試験経手

4 放流納付金等

・給湯設備

1 配管材料

2 弁 類

・消火設備

1 配管材料

2 建物導入部配管

3 不活性ガス消火設備

4 泡消火設備

5 保温

6 試験

・厨房設備

1 システム

2 機器の機能等

・長方形風道 ・ スパイラルダクト ・ アルミフレキシブルダクト (接続部)

・ ビニル管

・ 低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1500mm以下の部分)

・ アングルフランジ工法) とする。

・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。

・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

・ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。

取り付け箇所は図示による。

空気調和設備の当該項目による。

・ 浴室 (シャワー室、脱衣室を含む。) 系統 ・ (排気ガス) 系統

空気調和設備の当該項目による。

・ 外気取入れダクト

保温は標準仕様書第2編3.1.4の一般ダクトの項による。範囲は (・ すべて ・) とする。

・ 排気用ダクト

保温は標準仕様書第2編3.1.4の一般ダクトの項による。範囲は (・ 外壁から1m ・) とする。

(・ 厨房 ・ 湯沸室) 用の隠ぺい部ダクト (仕様はh ・ (イ) ・ DX) とし範囲は図示による。

・ 垂鉛鉄板

・ 図示による。

・ ワイヤースト ・ 電気式 (遠隔操作 ・ 不要 ・ 要)

建築設備定期検査業務基準平成20年版 (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。

別図による。

使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。

屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。

天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

手洗器は止水栓付とする。

(1) 給水引込管 (直結部分) は水道事業者の指定による (・ ポリエチレン管)

(2) 屋内地中埋設配管及びコンクリート埋込

・ 塩ビライニング鋼管 (VD) ・ ビニル管 (HIVP)

・ 塩ビライニング鋼管 (VD) ・ ビニル管 (HIVP)

・ 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

(4) その他の一般配管 (上水・加温) ・ 塩ビライニング鋼管 (VA) (図示の箇所) (給用水) ・ 塩ビライニング鋼管 (VA)

・ 台所流し用水の水栓は泡沫式とする。

・ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

・ 親メーター (貸与品) (・ 直読式 ・ バルス式)

・ メーター (買取り) (・ 直読式 ・ バルス式) 遠隔表示器付

水道事業者指定品 (・ 貸与品 ・ 買取り (材質:) ・ 標準図MC形

JIS又はJV (・ 水道直結部分 (・ 10K ・)

・ その他の部分 (・ 5K ・)

・ 逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。

・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

管の上端より原則として、一般敷地は (30cm) 構内通路は (60cm) 以上とする。

・ 合成樹脂製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ 不凍水栓 ・ ステンレス製

・ 標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) の ・ (a) ・ (b) ・ (c) による。

・ ポリエチレン配管の施工要領は図示による。

・ 要 (別途)

次のタンクの保温を行う。 ・ 鋼板製タンク ・ ステンレス製タンク

(1) 屋内 汚水管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ ビニル管 (VP) ・ 耐火二層管

雑排水管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ ビニル管 (VP) ・ 耐火二層管

通気管 ・ 排水用炭素鋼鋼管 (白) ・ ビニル管 (VP) ・ 耐火二層管

ポンプアップ排水管 ・ 排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管

(2) 屋外 第一樹木で ・ 排水用塩ビライニング鋼管

・ ビニル管 (VP)

・ ビニル管 (VP)

・ リサイクルビニル管 (RS-VU)

ビニル管の125A以上はVUを使用してよい。

屋内露出配管はカラーVPとする。

洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。

台所流し等の床上面露出部分の配管は、ビニル管 (VP) でもよい。

大便器、小便器、洗面器及び掃除 流しとの接続管は、ビニル管 (VP) とする。

取り付け箇所は図示による。

・ 要 ・ 不要

・ ステンレス鋼管 ・ 塩ビライニング鋼管 (HVA) ※地中埋設配管は、WHTLP

・ ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。

JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分))

(1) 屋内消火栓 一般 ・ ステンレス鋼管 (SUS304) ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白)

屋内地中 ・ ステンレス鋼管 (SUS316) ・ 外面被覆鋼管 (VS)

屋外地中 ・ ステンレス鋼管 (SUS316) ・ 外面被覆鋼管 (VS)

・ 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

(2) 連絡送水管 一般 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (白) (・ Sch40)

屋内地中 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (白) (・ Sch40)

屋外地中 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (白) (・ Sch40)

・ 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

・ 標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) の ・ (a) ・ (b) ・ (c) による。

別図による。

別図による。

屋外露出配管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による。

施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。

1 システム

2 機器の機能等

・ドライシステム

図示による。

図面番号

図面名

特記仕様書

縮 尺

1:N0 (A2)

設計番号

工 事 名

図面番号

建築機械設備 1

市立四日市病院

市立四日市病院ハロン消火設備改修工事

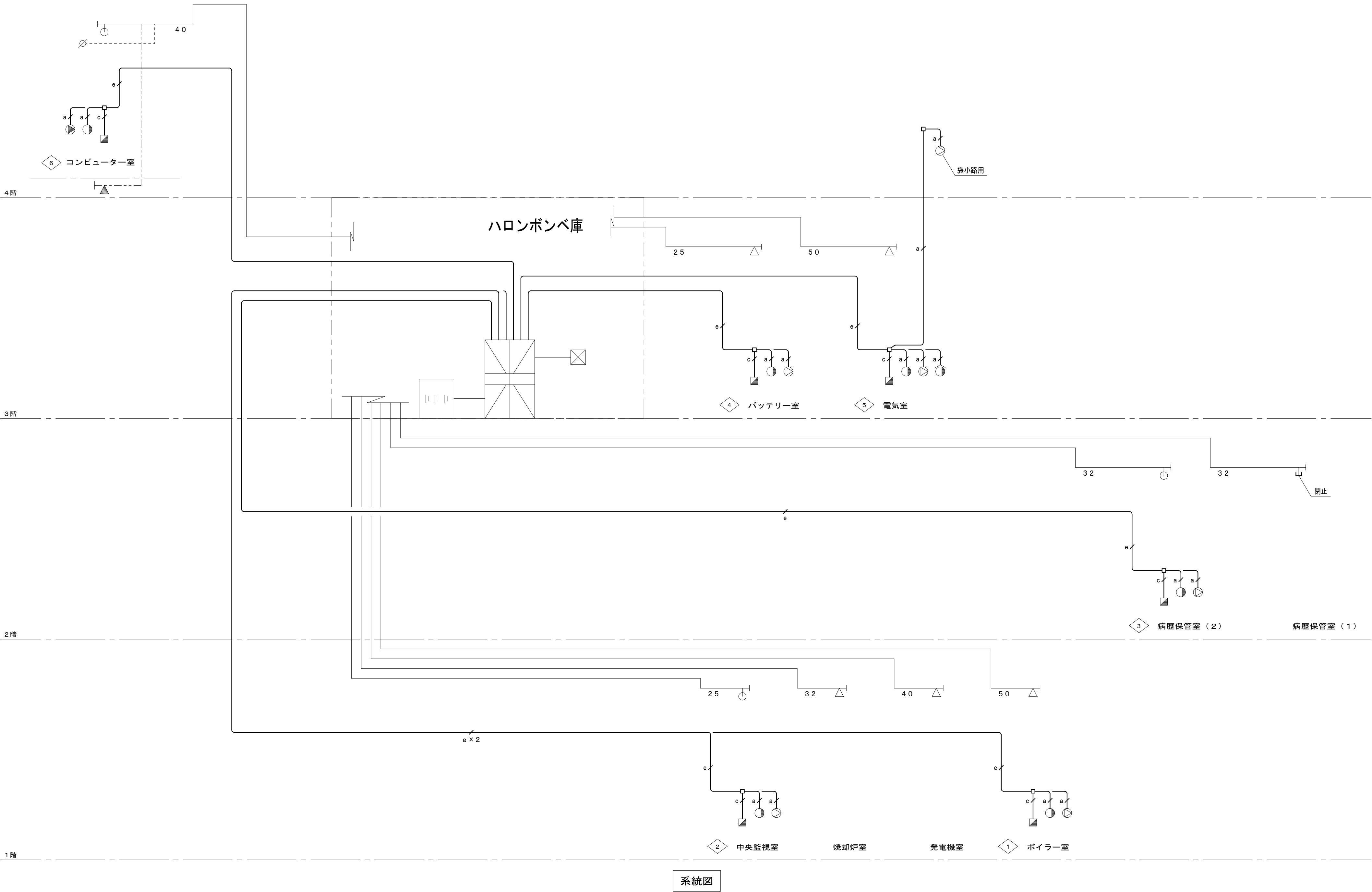
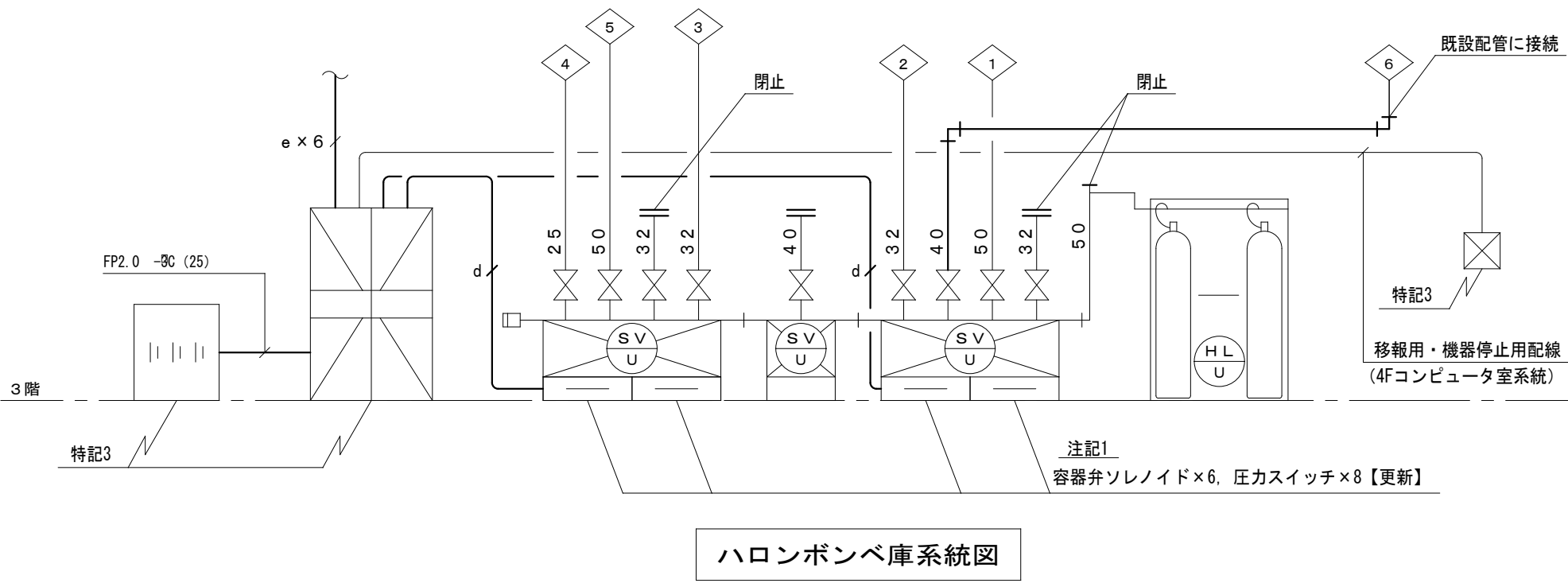
M-01

1/12

章			特 記 事 項	項 目	特 記 事 項			アスベスト含有物の取扱い					
・ ガ ス 設 備	1	ガス種別	・都市ガス（供給者名：発熱量 MJ/m3（N）） ・液化石油ガス ・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス（1）一般：配管用炭素鋼鋼管（白） （2）地中：ポリエチレン管 外面被覆鋼管（VL） 3 充てん容器 別途（50kg）×4本 4 集合装置 標準図（液化石油ガス容器逆り配管要領）による4本組。 5 転倒防止等 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（a）（b）による。 6 メーター 親メーター（貸与品）直読式パルス式（パルス発信器は買い取り） 子メーター（買い取り）（直読式パルス式） 7 ガス漏れ警報器 本工事（図示による）別途工事 8 漏洩検知装置 要 不要 9 電気防食 要 不要 10 引込負担金等 要 不要	① 工事の保険 ② 建設共済等 ③ 工事実績情報の登録 ④ 施工体制台帳の提出 ⑤ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 ⑥ 監督員事務所 ⑦ 工所用電力 ⑧ 産業廃棄物税 ⑨ 電気保安技術者の適用 ⑩ 工事記録 ○ 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで A4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを出す。 ① 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ② 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D－R）（1）枚 完成図（A4版に製本したもの） ③ 工事写真（紙、C D－R） ④ 保金に関する資料等（2）部 次の配管には、防振吊り金物（シングル ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 口径 50A以上の配管（冷水温水 冷却水 湯水） 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 不要 要 ライニング弁類の使用範囲 標準仕様書による 使用しない 合成ゴム製 ベローズ形 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻とする。 ただし、外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。 亜鉛鉄板 紙チューブ つば付銅管 塩化ビニル管 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。 「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」に基づく適用は下記による。 週休2日制工事対象 週休2日制工事（受注者希望型）対象 週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事 現場閉所困難な工事） 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 施工可能日 土、日曜日、祝日施工有り 指定なし その他 施工可能時間帯 指定有り（時～時） 指定なし 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。	1 一般事項 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規程及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有率前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。 2 アスベスト含有建材の処理工事 アスベスト含有吹付材の封じ込み処理 行 行わない アスベスト含有吹付材の削り込み処理 行 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行 行わない 施工箇所及び工法 ※図示 事前調査（有資格者） 行 行わない 調査結果報告書の貸与 有 無 分析調査 行 対象箇所 行 行わない ※分析調査は「建築物の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 アスベスト含有吹付材の有無 有 無 除去吹付材（ ）含有場所（ ） 吹付材アスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 仕上り開口又は、敷地境界 1点 空気の流れを確認 測定5 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） 1点 (注)2 測定6 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 ー 処理作業後（隔離シート撤去前） 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定8 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 大気 (注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 (注)2 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 測定1、2、4、6、7、8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ比直径比：1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の隔離 ※行う 除工事 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 有 無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） 撤去の範囲 ・全面撤去 ・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法 ・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験検査 行 行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離養生不要 ・隔離養生必要（負担不要）その他（ ） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有保温材の有無 有 無 除去保温材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有成形板の有無 有 無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の区画 行 行わない 処分方法 ・湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 ※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業責任者（H10.3.31以前の講習修了者）又は石綿作業主任者（H10.4.1以降の講習修了者） 8 アスベスト含有配管 接続部シール材の除去 9 特記事項	暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報し、並に業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所へ連絡を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。 ＜喫煙に関する事項＞ 学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。 ＜現場代理人に関する事項＞ 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 ＜随時検査＞ 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。 個人情報等の取り扱いに関する事項 （基本事項） 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査をすることができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときには、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む、第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッターによる裁断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （苦情の処理） 第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （定期報告及び事故発生時における報告） 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （監査及び検査） 第13 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に關して必要な指示を行うことができる。 （契約解除及び損害賠償） 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。 障害者差別解消に関する事項 1. 対応要領に沿った対応 (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号、以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。 (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。 2. 対応指針に沿った対応 上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。							
・ 雨 水 利 用 設 備	1	仕様等	別図による。	⑤ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 ⑥ 監督員事務所 ⑦ 工所用電力 ⑧ 産業廃棄物税 ⑨ 電気保安技術者の適用 ⑩ 工事記録 ○ 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで A4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを出す。 ① 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ② 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D－R）（1）枚 完成図（A4版に製本したもの） ③ 工事写真（紙、C D－R） ④ 保金に関する資料等（2）部 次の配管には、防振吊り金物（シングル ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 口径 50A以上の配管（冷水温水 冷却水 湯水） 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 不要 要 ライニング弁類の使用範囲 標準仕様書による 使用しない 合成ゴム製 ベローズ形 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻とする。 ただし、外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。 亜鉛鉄板 紙チューブ つば付銅管 塩化ビニル管 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。 「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」に基づく適用は下記による。 週休2日制工事対象 週休2日制工事（受注者希望型）対象 週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事 現場閉所困難な工事） 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 施工可能日 土、日曜日、祝日施工有り 指定なし その他 施工可能時間帯 指定有り（時～時） 指定なし 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。	1 一般事項 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規程及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有率前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。 2 アスベスト含有建材の処理工事 アスベスト含有吹付材の封じ込み処理 行 行わない アスベスト含有吹付材の削り込み処理 行 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行 行わない 施工箇所及び工法 ※図示 事前調査（有資格者） 行 行わない 調査結果報告書の貸与 有 無 分析調査 行 対象箇所 行 行わない ※分析調査は「建築物の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 アスベスト含有吹付材の有無 有 無 除去吹付材（ ）含有場所（ ） 吹付材アスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 仕上り開口又は、敷地境界 1点 空気の流れを確認 測定5 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） 1点 (注)2 測定6 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 ー 処理作業後（隔離シート撤去前） 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定8 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 大気 (注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 (注)2 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 測定1、2、4、6、7、8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ比直径比：1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の隔離 ※行う 除工事 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 有 無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） 撤去の範囲 ・全面撤去 ・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法 ・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験検査 行 行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離養生不要 ・隔離養生必要（負担不要）その他（ ） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有保温材の有無 有 無 除去保温材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有成形板の有無 有 無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の区画 行 行わない 処分方法 ・湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 ※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業責任者（H10.3.31以前の講習修了者）又は石綿作業主任者（H10.4.1以降の講習修了者） 8 アスベスト含有配管 接続部シール材の除去 9 特記事項								
・ 排 水 処 理 設 備	1	仕様等	別図による。 2 設備方式 排水再利用 ・厨房除害		⑤ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 ⑥ 監督員事務所 ⑦ 工所用電力 ⑧ 産業廃棄物税 ⑨ 電気保安技術者の適用 ⑩ 工事記録 ○ 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで A4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを出す。 ① 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ② 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D－R）（1）枚 完成図（A4版に製本したもの） ③ 工事写真（紙、C D－R） ④ 保金に関する資料等（2）部 次の配管には、防振吊り金物（シングル ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 口径 50A以上の配管（冷水温水 冷却水 湯水） 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 不要 要 ライニング弁類の使用範囲 標準仕様書による 使用しない 合成ゴム製 ベローズ形 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻とする。 ただし、外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。 亜鉛鉄板 紙チューブ つば付銅管 塩化ビニル管 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。 「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」に基づく適用は下記による。 週休2日制工事対象 週休2日制工事（受注者希望型）対象 週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事 現場閉所困難な工事） 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 施工可能日 土、日曜日、祝日施工有り 指定なし その他 施工可能時間帯 指定有り（時～時） 指定なし 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。	1 一般事項 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規程及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有率前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。 2 アスベスト含有建材の処理工事 アスベスト含有吹付材の封じ込み処理 行 行わない アスベスト含有吹付材の削り込み処理 行 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行 行わない 施工箇所及び工法 ※図示 事前調査（有資格者） 行 行わない 調査結果報告書の貸与 有 無 分析調査 行 対象箇所 行 行わない ※分析調査は「建築物の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 アスベスト含有吹付材の有無 有 無 除去吹付材（ ）含有場所（ ） 吹付材アスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 仕上り開口又は、敷地境界 1点 空気の流れを確認 測定5 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） 1点 (注)2 測定6 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 ー 処理作業後（隔離シート撤去前） 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定8 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 大気 (注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 (注)2 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 測定1、2、4、6、7、8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ比直径比：1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の隔離 ※行う 除工事 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 有 無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） 撤去の範囲 ・全面撤去 ・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法 ・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験検査 行 行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離養生不要 ・隔離養生必要（負担不要）その他（ ） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有保温材の有無 有 無 除去保温材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有成形板の有無 有 無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の区画 行 行わない 処分方法 ・湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 ※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業責任者（H10.3.31以前の講習修了者）又は石綿作業主任者（H10.4.1以降の講習修了者） 8 アスベスト含有配管 接続部シール材の除去 9 特記事項							
・ し 尿 浄 化 槽 設 備	1	処理種別及び構造	・合併処理（接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式 回転板接触方式 ） 2 処理能力 処理対象人員 人 容量 m ³ /日 3 本体構造 ・コンクリート製（現場施工形 ユニット形） FRP製 4 放流水質 BOD mg/L以下 5 マンホールふた 製造者標準品 MHA MHB 6 スラブ負荷重 土圧のみ 200kgf/m ² 350kgf/m ² 800kgf/m ² 7 排水方式 自然流下 ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m以上 ただし深さが1.2m以上の場合はタラップ付とする。） 8 送風機室 不要 要（別途工事 本工事） 独立設置形（地上式 地下式） 槽と一体形 9 槽内にある鋼管類の防食 タールエポキシ樹脂塗料3回塗りを行う。 土中埋設の鋼管類に準じた防蝕処理を行う。		⑤ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 ⑥ 監督員事務所 ⑦ 工所用電力 ⑧ 産業廃棄物税 ⑨ 電気保安技術者の適用 ⑩ 工事記録 ○ 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで A4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを出す。 ① 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ② 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D－R）（1）枚 完成図（A4版に製本したもの） ③ 工事写真（紙、C D－R） ④ 保金に関する資料等（2）部 次の配管には、防振吊り金物（シングル ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 口径 50A以上の配管（冷水温水 冷却水 湯水） 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 不要 要 ライニング弁類の使用範囲 標準仕様書による 使用しない 合成ゴム製 ベローズ形 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻とする。 ただし、外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。 亜鉛鉄板 紙チューブ つば付銅管 塩化ビニル管 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。 「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」に基づく適用は下記による。 週休2日制工事対象 週休2日制工事（受注者希望型）対象 週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事 現場閉所困難な工事） 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 施工可能日 土、日曜日、祝日施工有り 指定なし その他 施工可能時間帯 指定有り（時～時） 指定なし 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。	1 一般事項 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規程及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有率前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。 2 アスベスト含有建材の処理工事 アスベスト含有吹付材の封じ込み処理 行 行わない アスベスト含有吹付材の削り込み処理 行 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行 行わない 施工箇所及び工法 ※図示 事前調査（有資格者） 行 行わない 調査結果報告書の貸与 有 無 分析調査 行 対象箇所 行 行わない ※分析調査は「建築物の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 アスベスト含有吹付材の有無 有 無 除去吹付材（ ）含有場所（ ） 吹付材アスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 仕上り開口又は、敷地境界 1点 空気の流れを確認 測定5 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） 1点 (注)2 測定6 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 ー 処理作業後（隔離シート撤去前） 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定8 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 大気 (注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 (注)2 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 測定1、2、4、6、7、8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ比直径比：1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の隔離 ※行う 除工事 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定							

参考

ハロン1301消火設備 全域放出方式 消火剤量計算書														
区画番号	区画名	面積 (㎡)	基本量			開口部			必要 消火剤量 (kg)	放出時間 (s)	容器本数 55.5kg ／68L	主管径	噴射ヘッド	
			体積 (㎡)	算出係数 (kg/㎡)	消火剤量 (kg)	面積 (㎡)	算出係数 (kg/㎡)	消火剤量 (kg)					型式	個数
1	1F ボイラー室		930	0.32	298.0	-	-	-	298.0	30	6	50A	32SA	4
2	1F 中央監視室		214.2	0.32	69.0	-	-	-	69.0	30	2	32A	25PN	2
3	2F 病歴保管室		276.8	0.52	144.0	-	-	-	144.0	30	3	40A	25PN	4
4	3F バッテリー室		93.5	0.32	30.0	-	-	-	30.0	30	1	25A	20SA	1
5	3F 電気室		1376.4	0.32	441.0	-	-	-	441.0	30	8	50A	25SA	6
6-1	4Fコンピューター室 (室内1)	141.8	369	0.32	119.0	-	-	-	119.0	30				3
6-2	4Fコンピューター室 (室内2)	37.3	97	0.32	32.0	-	-	-	32.0	30				1
6-3	4Fコンピューター室 (室内3)	20.2	53	0.32	17.0	-	-	-	17.0	30				1
6-4	4Fコンピューター室 (室内4)	10.7	28	0.32	9.0	-	-	-	9.0	30				1
6-5	4Fコンピューター室 (床下)	210.0	82	0.32	27.0	-	-	-	27.0	30				3
6	4Fコンピューター室 (合計)		629		204.0	-	-	-	204.0		4	40A		



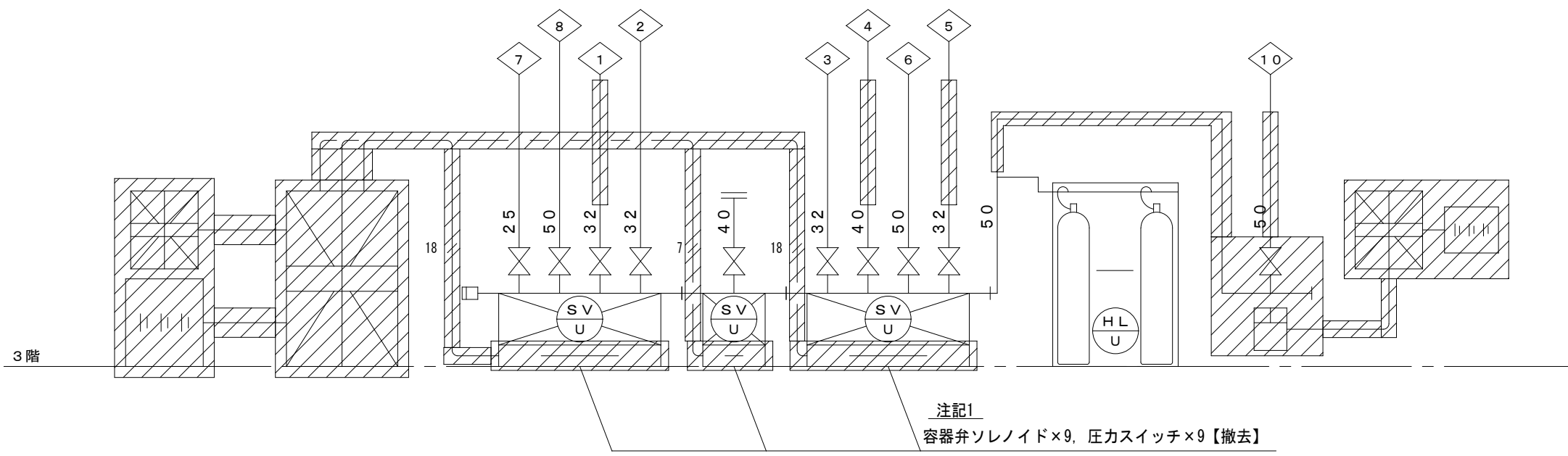
凡		例									
記 号	名 称	備 考									
	55.5Kg／68Lハロン1301貯蔵容器	8本	【既設】								
	選 択 弁 ユ ニ ッ ト	認定品	【既設】								
	(1Kg／2.1LCO ₂ 容器：容器弁ソレノイド：圧カスイッチ付)		【注記1参照】								
	ハロン1301消火設備制御盤	7回線	【新設】								
	電 源 装 置	38A h	【新設】								
	端 子 箱		【新設】								
	安 全 装 置		【既設】								
	操 作 箱		【新設】								
	充 満 表 示 灯	：防雨型	【新設】								
	ス ピ ー カ	認定品 ：天井型	【新設】								
	終 端 抵 抗	10KΩ	【新設】								
	噴 射 ヘ ッ ド	20、25、32SA	【既設】								
	噴 射 ヘ ッ ド	25PN	【既設】								
	噴 射 ヘ ッ ド (床下)		【既設】								
	配 管	STPG370-sch40	【既設】								
	銅 管	φ4×6	【既設】								
	配 線	HIV2 5HP1.2	【既設】								
		電路凡例参照	【新設】								
	ピストンリレーザー	空調工事	【既設】								
特 記 事 項											
1. 起動方式 操作箱（手動起動装置）の操作による 手動起動方式とする。											
2. 制御盤に次の外部端子を設ける。 (1) 移載用											
<table><tr><td>ガス消火 火災表示</td><td>7L</td></tr><tr><td>ガス消火 起動表示</td><td>1L</td></tr><tr><td>ガス消火 放出表示</td><td>1L</td></tr><tr><td>ガス消火 システム異常表示</td><td>1L</td></tr></table>				ガス消火 火災表示	7L	ガス消火 起動表示	1L	ガス消火 放出表示	1L	ガス消火 システム異常表示	1L
ガス消火 火災表示	7L										
ガス消火 起動表示	1L										
ガス消火 放出表示	1L										
ガス消火 システム異常表示	1L										
*ガス消火火災表示の表示要因は、下記の通りとする。 ・操作箱開閉時 (2) 機器停止用無電圧接点											
3. 新設制御盤に下記配線を再接続する。 ・至ファン等機器停止用配線 ・至各ダンパー等連動機器用配線 ・至各種移報表示用配線 ・消火設備用電源線（AC100V）											
4. 機器交換時及び切替工事中は、 消火設備を休止するものとする。											

電路凡例			
		露出部	天井・PS内
	EM-HP0.9-2C	E19	PF16
	EM-HP0.9-2P	E19	PF16
	EM-HP0.9-5P	E25	PF22
	EM-HP0.9-10P	E31	PF28
	EM-HP0.9-15P	E31	PF28

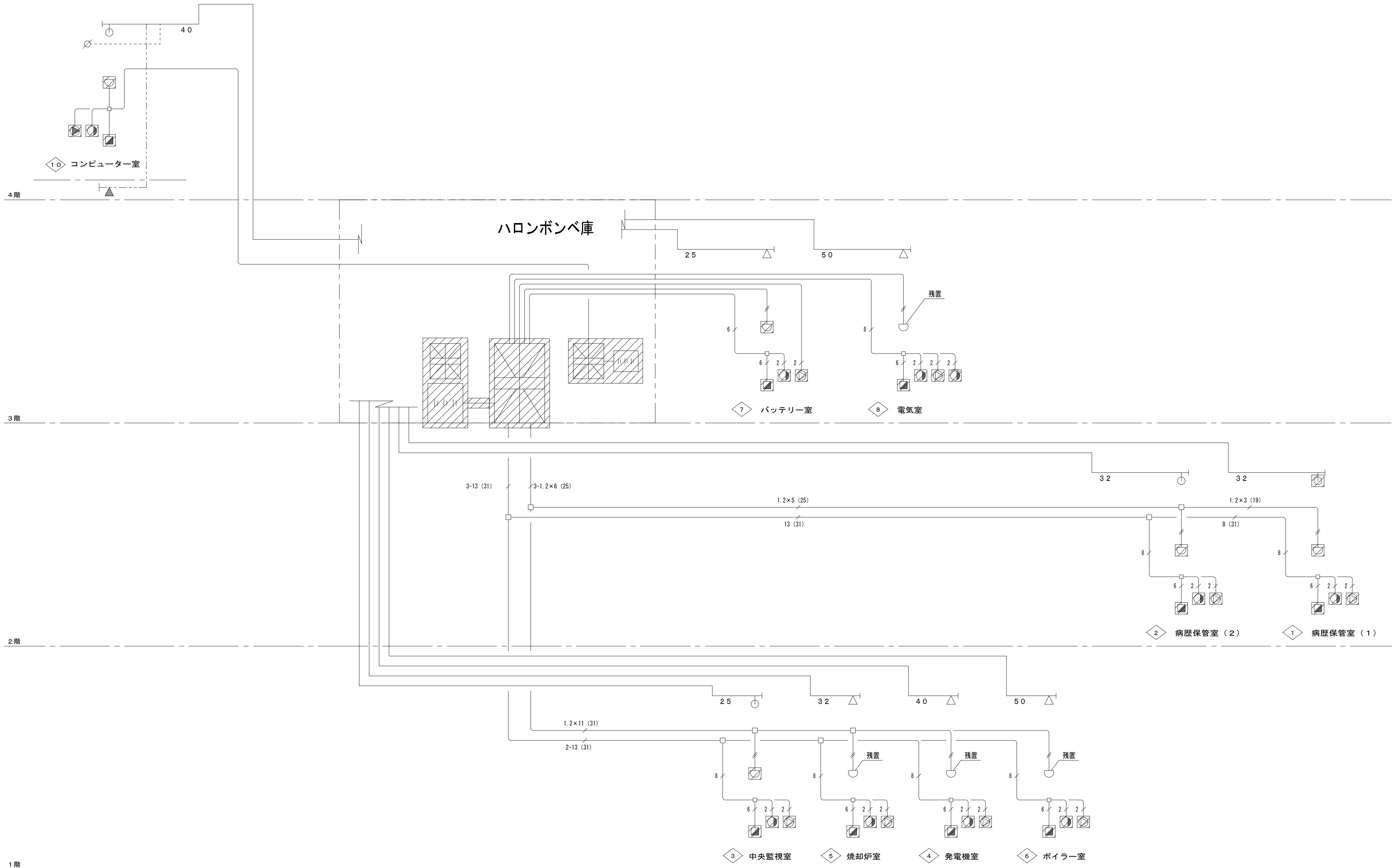
注記

- ・細線部は既設を示す。
- ・太線部は新設部を示す。
- ・工事中は、既設消火設備を休止するものとする。
- ・下記配線は、既設流用するものとする。
 - ・至ファン等機器停止用配線
 - ・至各ダンパー等連動機器用配線
 - ・至各種移報表示用配線
 - ・消火設備用電源線（AC100V）
- ・下記以外の場所は、原則土日施工とする。
 - ・機械室、発電機室、ボイラー室、ポンベ庫、バッテリー室、電気室
- ・機器撤去跡はブランクプレートを設置とする。

工事名	市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺	A1:1/200
図面名	系統図（改修後）		A3:1/400
市立四日市病院		M-03	3/12



ハロンポンペ庫系統図



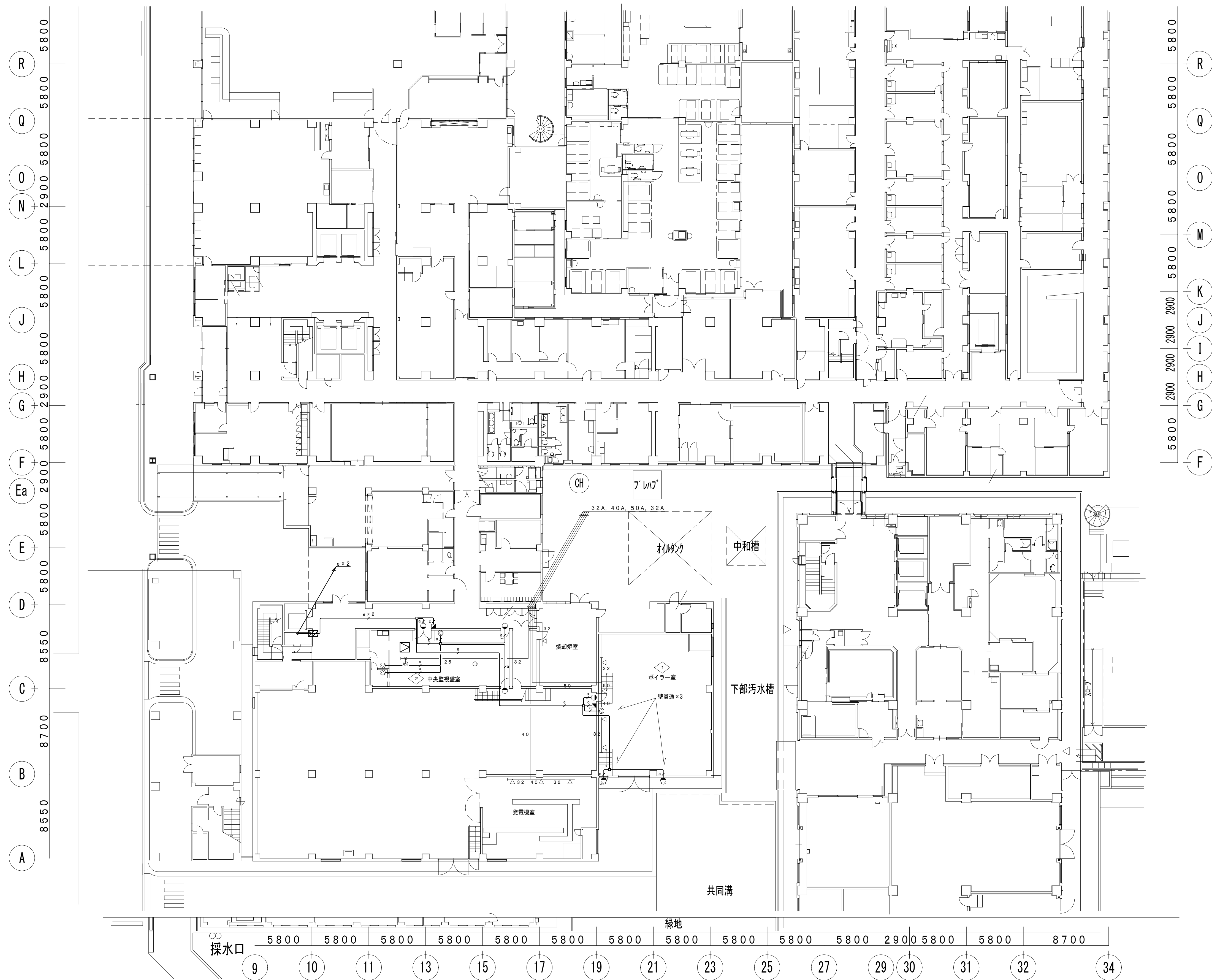
系統図

凡 例			
記 号	名 称	備 考	
	55.5Kg/68Lハロン1301貯蔵容器	8本	【既設】
	選 択 弁 ユ ニ ッ ト	認定品	【既設】
	(1Kg/2.1LCO2 容器：容器弁ソレノイド：圧カスイッチ付)		【注記1参照】
	起 動 容 器 箱		【撤去】
	ハロン1301消火設備制御盤		【撤去】
	電 源 装 置		【撤去】
	端 子 箱		【撤去】
	安 全 装 置		【既設】
	操 作 箱		【撤去】
	充 満 表 示 灯	：防雨型	【撤去】
	ス ピ ー カ	：天井型	【撤去】
	定温式スポット型感知器		【既設】【撤去】
	終 端 抵 抗	10KΩ	【撤去】
	噴 射 ヘ ッ ド	20, 25, 32SA	【既設】
	噴 射 ヘ ッ ド	25PN	【既設】
	噴 射 ヘ ッ ド (床下)		【既設】
	配 管	STPG370-sch40	【既設】【撤去】
	銅 管	φ4×6	【既設】
	配 線	HIV2 □HP1.2	【既設】【撤去】
	ピストンレーザー	空調工事	【既設】

注記

- ・細線部は既設を示す。
- ・斜線部は撤去部を示す。
- ・工事中は、既設消火設備を休止するものとする。
- ・下記配線は、既設流用するものとする。
 - ・至ファン等機器停止用配線
 - ・至各ダンパー等連動機器用配線
 - ・至各種移報表示用配線
 - ・消火設備用電源線 (AC100V)

工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面名 系統図 (改修前)	M-04 4/12
市立四日市病院	

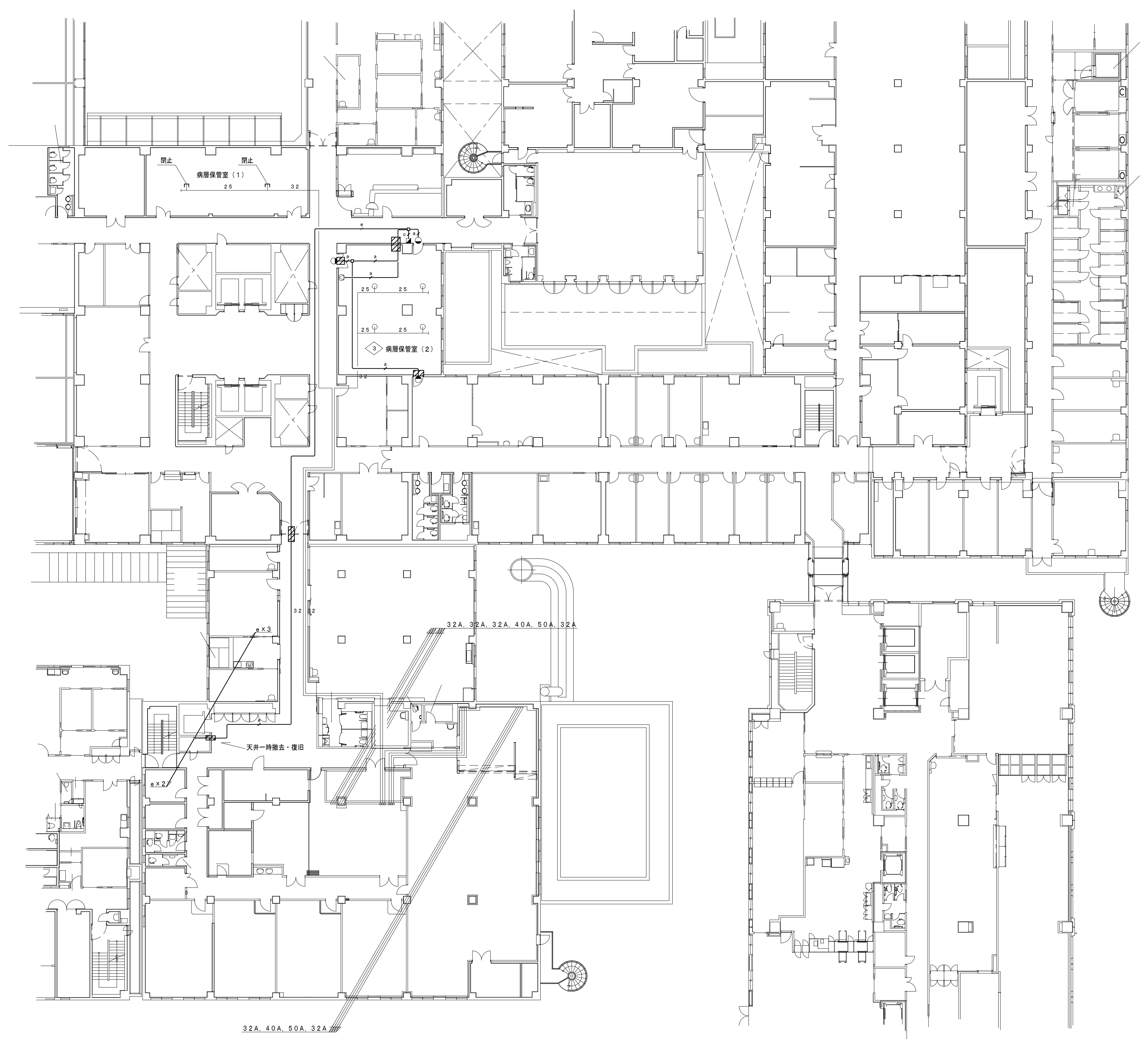


- 天井点検口 450口
- 防火区画貫通処理
- 躯体貫通部は鉄筋探索を行うこと

工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面名 1F 平面図ハロン消火設備 (改修)	
市立四日市病院	M-05 5/12

R
Q
O
N
L
J
H
G
F
Ea
E
Xe
Xd
Xc
Xb
Xa

5800
5800
5800
2900
5800
5800
5800
2900
5800
5800
2900
5800
7200
7200
7200
7200



R
Q
O
M
K
I
H
G
F

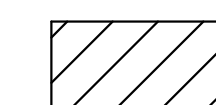
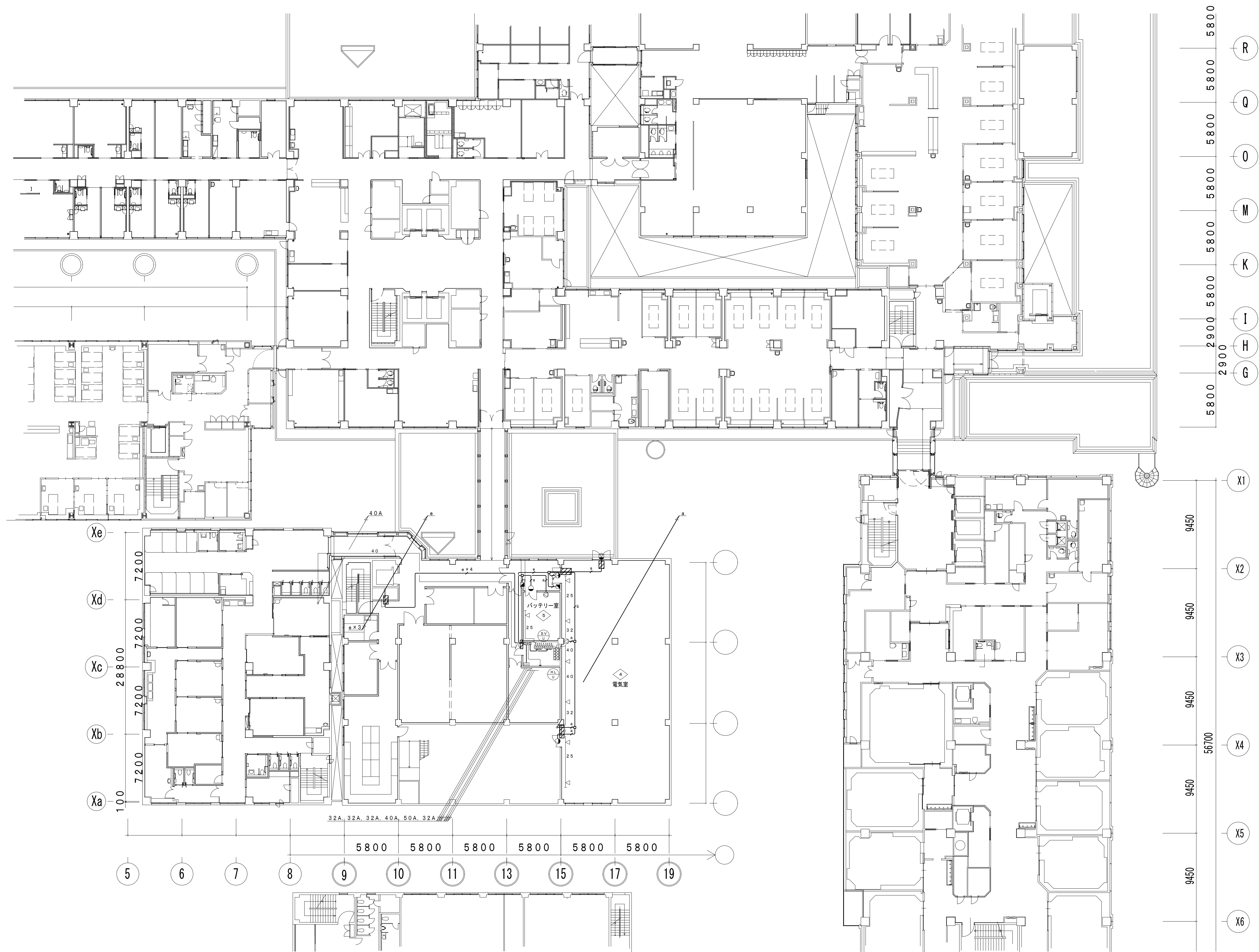
5800
5800
5800
5800
5800
2900
5800
2900
5800

5800 5800 5800 5800 5800 5800 5800 5800 5800 5800 2900 5800 5800 8700

9 10 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 30 31 32 34

防火区画貫通処理
躯体貫通部は鉄筋探査を行うこと

工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面名 2F平面図ハロン消火設備（改修）	
市立四日市病院	M-06 6/12



防火区画貫通処理

躯体貫通部は鉄筋探索を行うこと

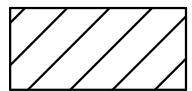
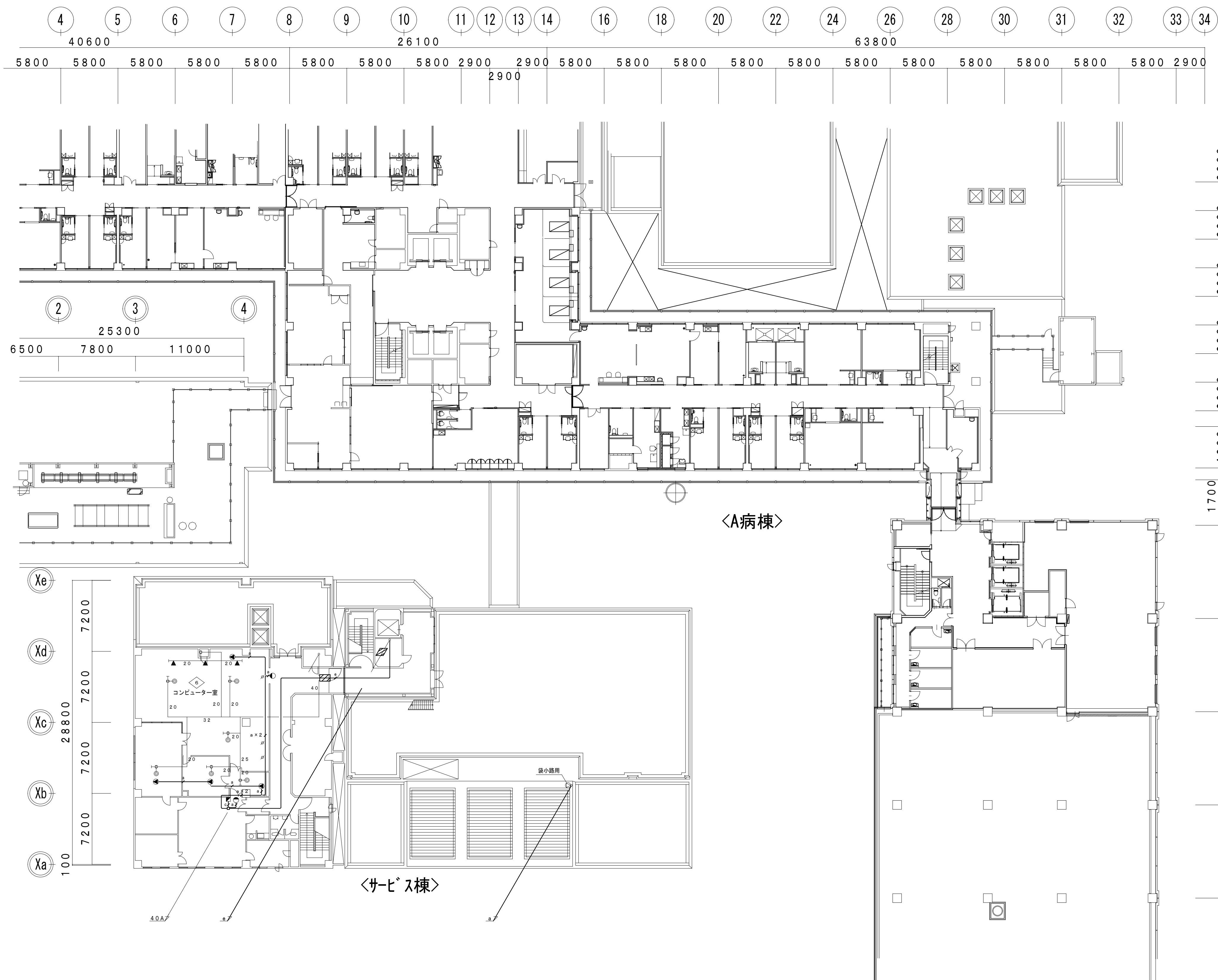
工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事

図面名 3F平面図ハロン消火設備（改修）

市立四日市病院

縮尺
A1:1/200
A3:1/400

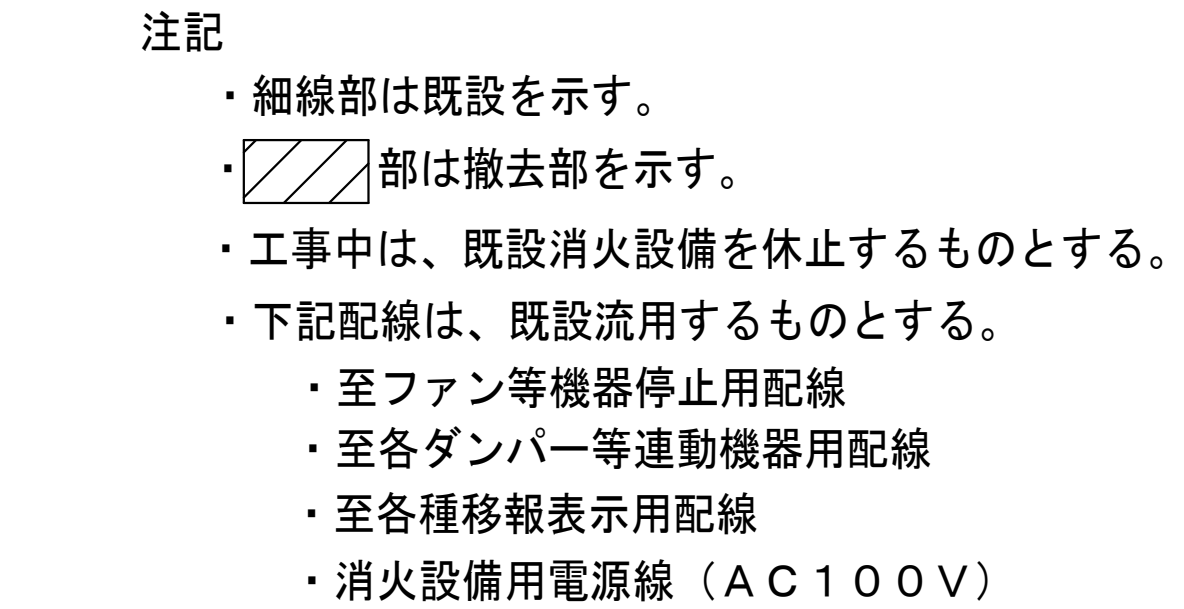
M-07
7/12



防火区画貫通処理

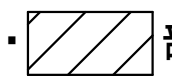
躯体貫通部は鉄筋探索を行うこと

工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺 A1:1/200
図面名 4 F 平面図ハロン消火設備 (改修)	A3:1/400
市立四日市病院	
M-08 8/12	

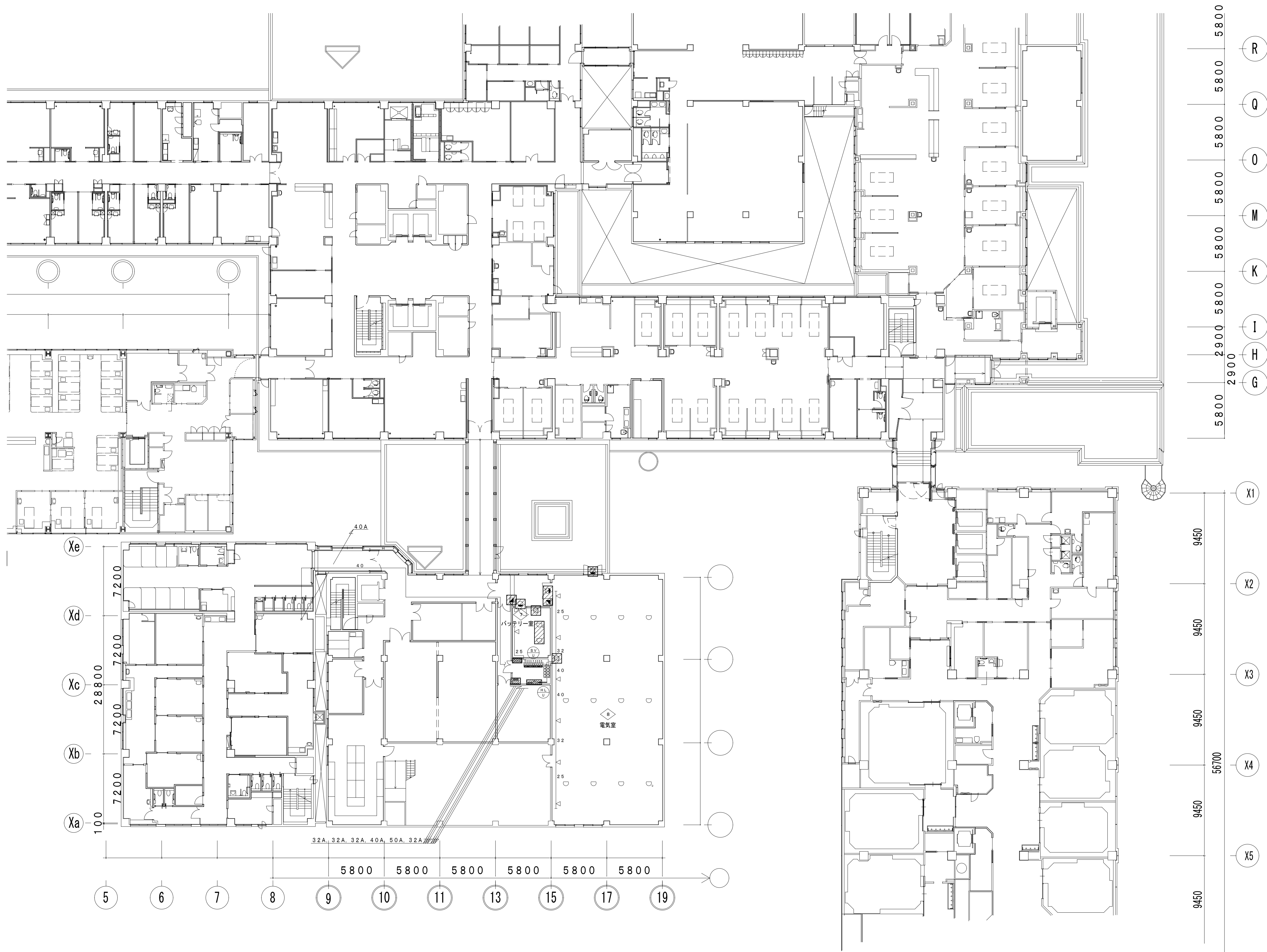


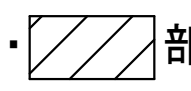
工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面名 1F平面図ハロン消火設備（撤去）	
市立四日市病院	M-09 9/12



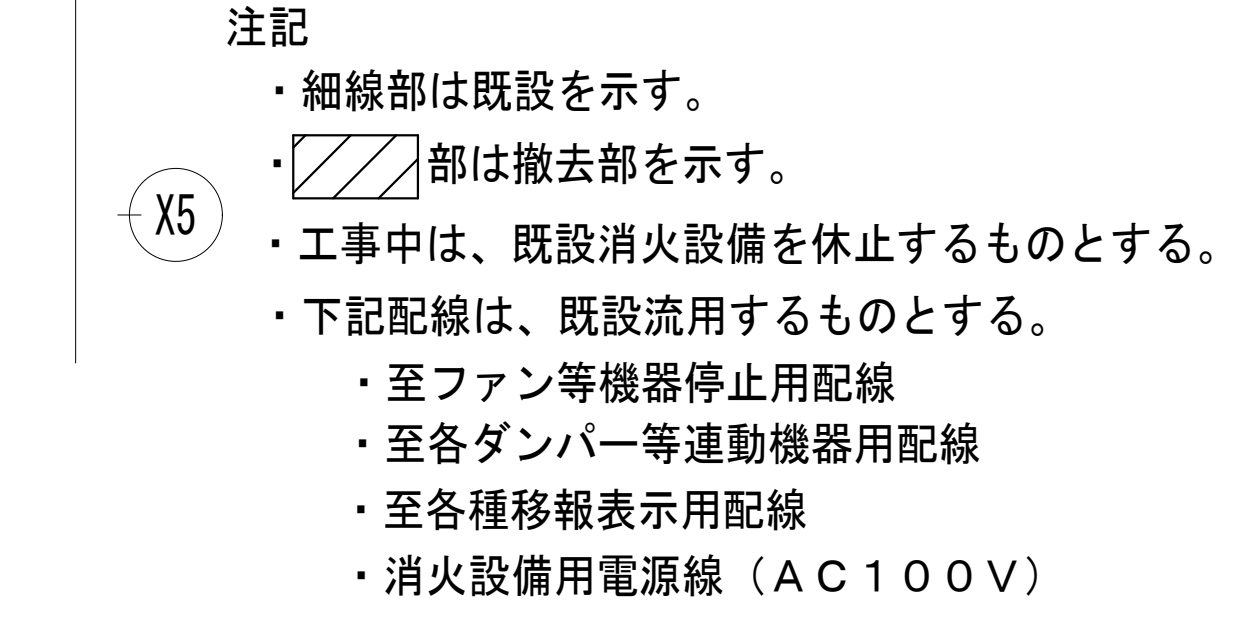
- 注記
- ・細線部は既設を示す。
 - ・部は撤去部を示す。
 - ・工事中は、既設消火設備を休止するものとする。
 - ・下記配線は、既設流用するものとする。
 - ・至ファン等機器停止用配線
 - ・至各ダンパー等連動機器用配線
 - ・至各種移報表示用配線
 - ・消火設備用電源線（ＡＣ１００Ｖ）

工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺
図面名 2F平面図ハロン消火設備（撤去）	A1:1/200 A3:1/400
市立四日市病院	M-10 10/12



- 注記
- ・細線部は既設を示す。
 - ・部は撤去部を示す。
 - ・工事中は、既設消火設備を休止するものとする。
 - ・下記配線は、既設流用するものとする。
 - ・至ファン等機器停止用配線
 - ・至各ダンパー等運動機器用配線
 - ・至各種移報表示用配線
 - ・消火設備用電源線（AC100V）

工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺
図面名 3F平面図ハロン消火設備（撤去）	A1:1/200 A3:1/400
市立四日市病院	M-11 11/12



工事名 市立四日市病院ハロン消火設備改修工事	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面名 4F平面図ハロン消火設備（撤去）	
市立四日市病院	M-12 12/12